

議案第 80 号

石垣市新川児童館指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 石垣市新川児童館 |
| 2 指定管理者となる団体 | 石垣市字真栄里 485 番地 14
シティコート金助Ⅱ番館 101 号
一般社団法人サポートセンターHOPE
代表理事 山里 世紀子 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和 7 年 1 月 6 日から令和 11 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 8 月 29 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。